Ⅳ人事管理

			内容	
Ⅳ人事管理	1		**園の教育目標達成のための人事**	5
		①	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第５条（職員の数等）をふまえ、教職員を配置している。	
		②	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第３条（設備運営基準の向上）をふまえ、園の水準の向上に努めている。	
		③	学校教育法４２条、学校教育法施行規則第６６～６８条（幼稚園については、第３９条により準用）をふまえて、保育教諭等の自己評価を行っている。	
	2		**教職員の募集・採用試験**	5
		①	募集・採用にあたっては、事前に条件を提示している。	
	3		**教職員の雇用条件**	5
		①	労働基準法第2条（労働条件の決定）に基づき、労働条件を整えている。	
		②	労働基準法第15条（労働条件の明示）に基づき、労働条件を明示している。	
		③	労働基準法第19条（解雇制限）があることを知っている。	
		④	労働基準法第20条（解雇の予告）があることを知っている。	
		⑤	私立学校教職員共済法をふまえ、教職員の福利厚生に努めている。	
	4		**就業規則に基づく労務管理**	5
		①	労働基準法第32条（労働時間）により、労働時間の定め、残業手当の定め等があることを知っている。	
		②	労働基準法第32条（労働時間）による労働協定とは何か知っている。	
		③	労働基準法89条（就業規則・作成及び届出の義務）に基づく就業規則を作成し、行政官庁にきちんと届けている。	
		④	労働基準法第109条（記録の保存）に基づき、労働者名簿を整え保存しなければならないことを知っている。	
	5		**教職員の健康管理**	5
		①	学校保健法第8条（職員の健康診断）に基づき、毎年、教職員の健康診断を実施している。	
	6		**園長・管理職と教職員のコミュニケーション**	

		①	定期的に職員会議を行っている。	5
	7	**教職員の資質向上への取り組み**		5
		①	宮崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第19条をふまえ、教職員の資質向上に努めている。	